

令和 7 年
第 3 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 7 年 6 月 5 日（第 1 日）

令和 7 年第 3 回土岐市議会定例会議事日程（第 1 日）

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第 42 号 令和 7 年度土岐市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 4 議第 43 号 令和 7 年度土岐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

別冊

日程第 5 議第 44 号 土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第 6 議第 45 号 土岐市税条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 3

日程第 7 議第 46 号 土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について・・・・ 9

日程第 8 議第 47 号 土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・・・ 11

日程第 9 議第 48 号 東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約について 13

日程第 10 議第 49 号 焼却施設 2 号炉等整備工事の請負契約について・・・・・・・・ 17

日程第 11 議第 50 号 財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

日程第 12 議第 51 号 第七次土岐市総合計画基本構想について・・・・・・・・・・・・ 19

議第 4 4 号

土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和５年土岐市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１３条第１項」を「第１６条第１項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 5 号

土岐市税条例の一部を改正する条例について

土岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市税条例の一部を改正する条例

土岐市税条例（昭和３０年土岐市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３３条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３７条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３７条の３の２第１項第３号及び第３７条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３７条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３７条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第１６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２ 令和８年４月１日以後に第９３条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）

が行われた加熱式たばこ（第93条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第94条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第95条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第93条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第94条の2の規定により製造たば

ことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第94条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定
令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の土岐市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条の2及び第37条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の土岐市税条例（以下「旧条例」という。）第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、土岐市税条例第93条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第95条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 土岐市税条例第95条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、そ

の端数を切り捨てるものとする。

議第 4 6 号

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

多機能端末機により交付する証明書に係る手数料の額の特例を、本庁に設置する多機能端末機にも適用するため、この条例を定めようとする。

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例

土岐市手数料徴収条例（昭和３０年土岐市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「民間事業者が設置する」を削り、同項の表中「住民基本台帳法第１２条第１項」を「住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第１２条第１項」に、「戸籍法第１０条第１項」を「戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条第１項」に、「戸籍法第１２０条第１項」を「同法第１２０条第１項」に改める。

別表中「昭和４２年法律第８１号。」及び「昭和２２年法律第２２４号。」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 7 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

国民健康保険料の徴収の特例を廃止するため、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和 3 4 年土岐市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「保険料は」の次に「、7 月から翌年 3 月までの間において」を加え、同条第 3 項中「1 2」を「9」に改める。

第 1 8 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4 8 号

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 1 項の規定に基づき、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会を共同設置するため、協議により別紙のように規約を定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会を多治見市、瑞浪市と共同で設置するため、この規約を定めようとする。

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約

(設置)

第1条 多治見市、瑞浪市及び土岐市は、ごみ焼却施設を共同して設置、運営及び維持管理することについて審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、同法第138条の4第3項に規定する審議会を共同して設置するものとする。

(名称)

第2条 この審議会は、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会（以下「審議会」という。）という。

(審議会を設ける市)

第3条 審議会は、多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

(執務場所)

第4条 審議会の執務場所は、多治見市日ノ出町2丁目15番地多治見市役所内とする。

(所掌事務)

第5条 審議会は、関係市の市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 関係市が共同設置するごみ焼却施設の建設候補地に関すること。
- (2) ごみ焼却施設の共同での設置、運営及び維持管理に関すること。
- (3) その他関係市が必要と認めること。

(組織)

第6条 審議会は、委員18人以内で組織する。

(委員の任免)

第7条 審議会の委員は、関係市の市長が指名する者及び関係市の市長が協議して定める者について、多治見市長がこれを選任する。

2 多治見市長は、審議会の委員を解任する場合又は辞任の申出を承認する場合は、あらかじめ瑞浪市長及び土岐市長と協議しなければならない。

(任期)

第8条 委員の任期は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、関係市が必要と認める場合は、関係市の市長の協議により委員の任期を延長することができる。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員選任後最初の会議は、多治見市長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会長は、第5条の調査審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(経費の支弁の方法)

第11条 審議会の運営に要する経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の協議により定める負担割合によるものとする。

3 瑞浪市及び土岐市は、前項の規定による負担金を、多治見市に納付しなければならない。

(予算)

第12条 審議会に関する予算は、多治見市の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第13条 多治見市長は、審議会に関する決算を多治見市議会の認定に付したときは、当該決算を瑞浪市長及び土岐市長に報告しなければならない。

(事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第14条 審議会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係市は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第15条 多治見市長は、審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ瑞浪市長及び土岐市長と協議しなければならない。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、多治見市において行う。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、関係市の市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年7月1日から施行する。

議第 4 9 号

焼却施設 2 号炉等整備工事の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- 1 契約の目的 焼却施設 2 号炉等整備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1 9 8, 5 5 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 神奈川県大和市中央林間七丁目 1 0 番 1 号
三機グリーンテック株式会社
代表取締役 高橋 裕樹

議第50号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月5日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 取得する物件 GIGAスクール端末（児童・生徒用タブレット端末）
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得の価格 259,934,840円
- 4 取得の相手方 岐阜県岐阜市市橋5丁目4番18号

教育産業株式会社・株式会社内田洋行共同企業体

代表構成員 教育産業株式会社 岐阜営業所

所長 富岡 宏伊

議第 5 1 号

第七次土岐市総合計画基本構想について

別冊のように第七次土岐市総合計画基本構想を定めたいので、土岐市総合計画策定条例（平成 2 6 年土岐市条例第 1 7 号）第 4 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

総合的かつ計画的な市政運営を図るため、この基本構想を定めようとする。